



渋谷区立鉢山中学校

いじめ防止基本方針

～一人一人の生徒を大切にするために～

令和2年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめはいじめを受けた生徒がいじめだと感じた場合、それはすべていじめです。「いじめを行った生徒が遊びのつもりだった。」はけっして許されるものではありません。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

さらに、保護者、地域、関係機関との連携を深めることにより、生徒が、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめは絶対に許されない行為であり、本校の全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

学校及び職員の責務

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るという認識のもと、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

学校におけるいじめ防止等のための組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「いじめ等の対策委員会」を設置する。

【構成員】

・校長 副校長 生活指導担当 学年教員 スクールカウンセラー 養護教諭等
※事案により、柔軟に校長が任命する。

【活動内容】

- ・いじめ事案防止等の取組内容の検討、基本方針等の検証、修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応の検討・決定
- ・いじめ事案の報告

【開催】

- ・学期の1回程度
- ※いじめと疑われる相談・通報があった場合は、緊急開催する。

学校におけるいじめ防止等に関する取組

【未然防止】

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成を図ります。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、いじめに向かわない態度・能力の育成を行います。
- ・生徒が、いじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような生徒会活動を推進します。
- ・学校便り、学級便りなどを通じた家庭との連携・協力を努めます。

【早期発見】

- ・いじめを早期に発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査等を次とおり実施します。
 - 1 いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
 - 2 「おしゃべりデー」年1回（9月）
 - 3 「個別面談」各学年において適時実施
- ・生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行えるよう、相談体制を整えます。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ等の対策委員会」を通して、教職員全体で情報を共有します。
- ・いじめの防止等に関する教職員の資質の向上を図ります。

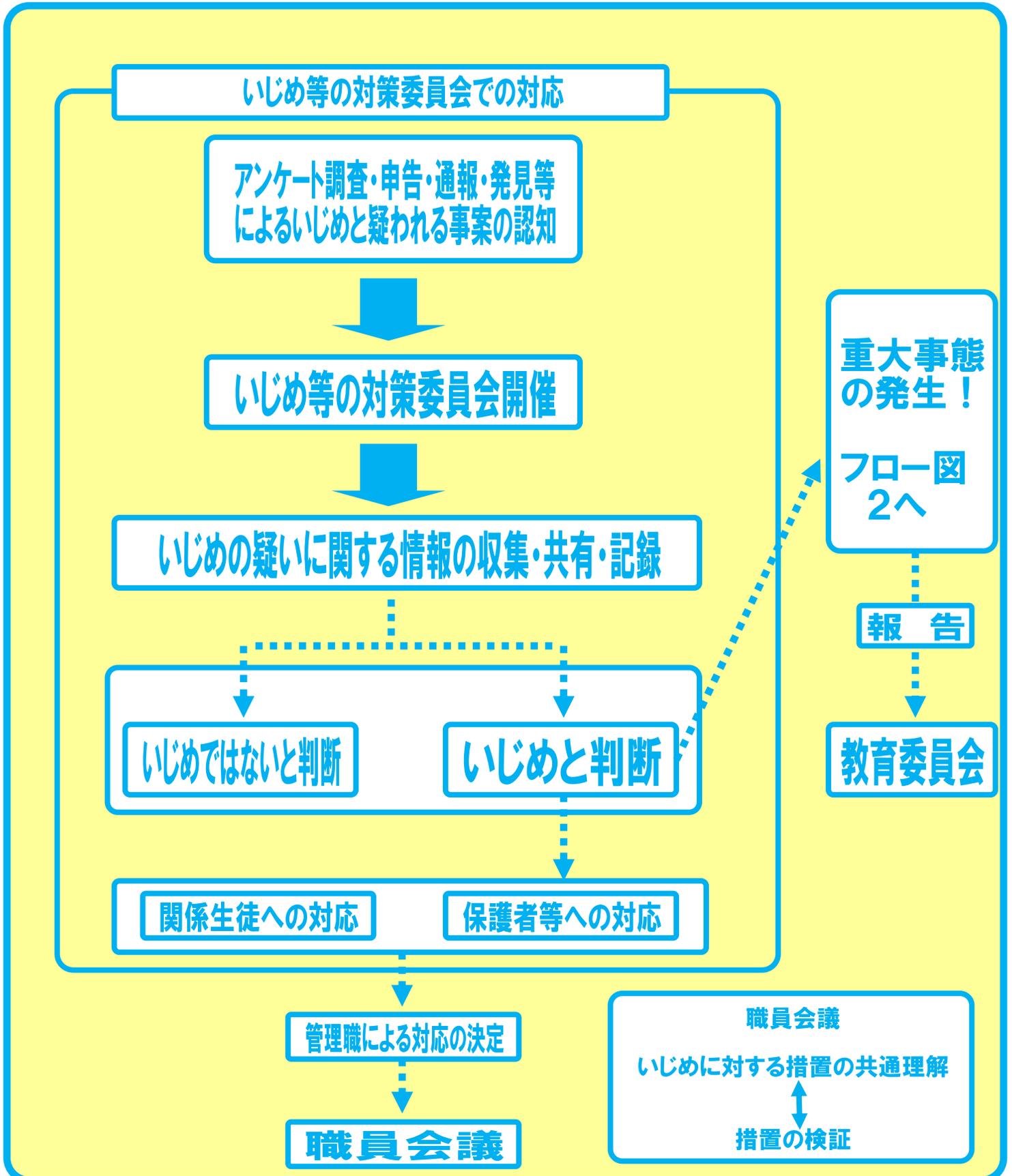
【早期対応】

- ・いじめを発見、またはその疑いがある場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- ・いじめを発見した場合に、特定の教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織対応します。
- ・教育配慮の下、毅然とした態度で、いじめた生徒への指導を行います。
- ・いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全確保を行います。
- ・保護者への支援・助言を行うとともに、関係諸機関等との連携を図り、必要な対応を行います。

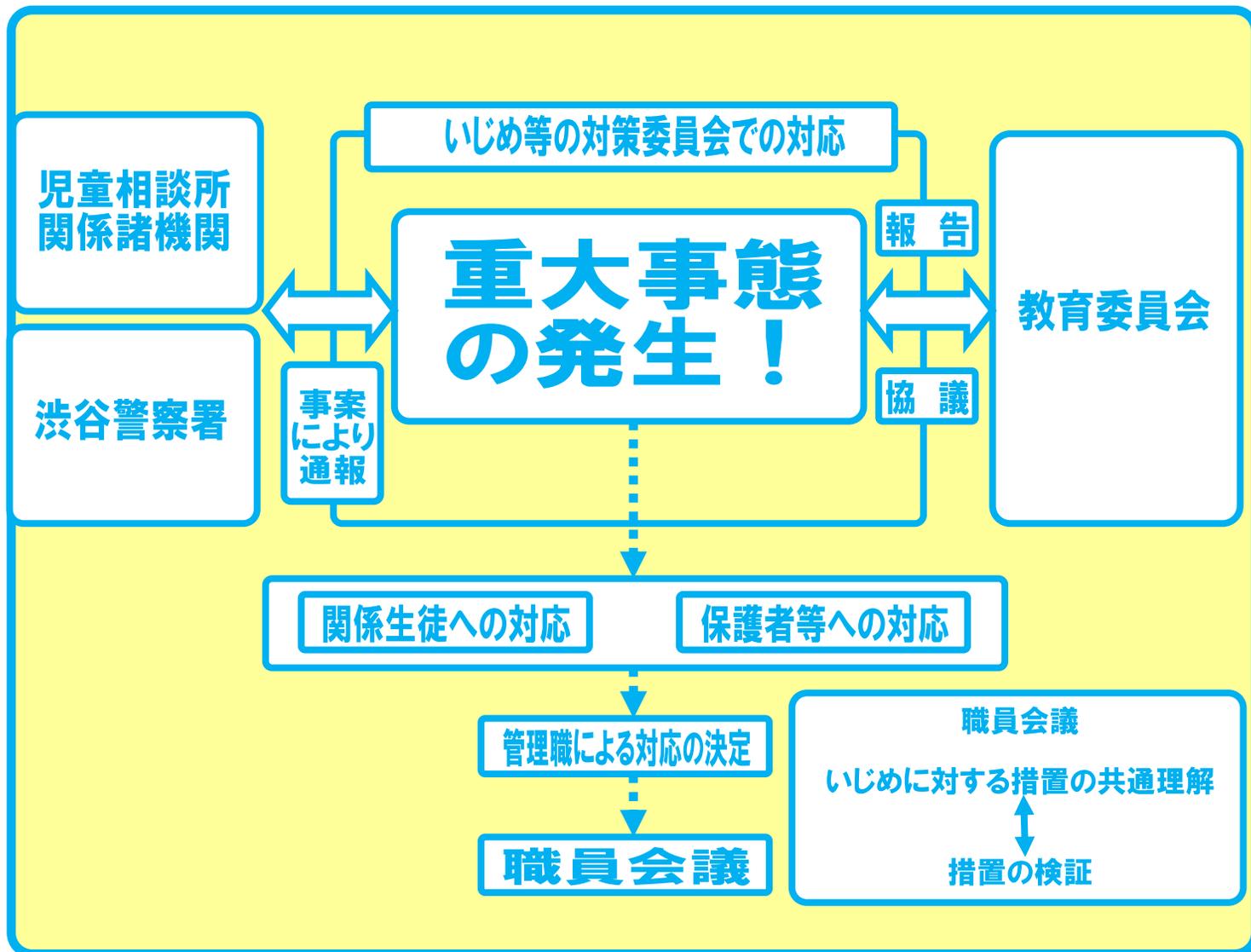
【インターネット上のいじめへの対応】

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、生徒・保護者等に啓発活動を行います。
- ・インターネットを通じていじめが行われた場合には、いじめに係る情報の削除に努めるとともに、関係諸機関との連携を図ります。

いじめ対応フロー図 1



いじめ対応フロー図 2



重大事態への対応

- いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、渋谷区教育委員会を通じて知事に報告し、渋谷区教育委員会と協議の上、迅速に調査に着手します。
 - 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明します。
 - 渋谷区教育委員会へ調査結果報告をします。
 - 調査結果の説明については、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、適時・適切な方法で行います。
- ※具体的な対応については、「いじめ対応フロー図 2」参照

お問い合わせ

渋谷区立鉢山中学校

〒150-0032 渋谷区鶯谷町9番1号

TEL 03(3463)1583